

矢掛町民の皆様へのメッセージ (令和3年1月12日)

矢掛町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年1月7日に、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のある区域について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出されました。こうした状況を受け、岡山県から新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請が出ました。自分の行動を周りの人に説明できるか、自分自身で納得できるか、ご自身でよく考えながら引き続き感染防止の行動をとることで、自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守っていきましょう。

1. マスク着用、手洗い・手指消毒、3密回避、換気等**基本的な感染防止**については、今までどおり実践してください。
2. **新型コロナウイルス感染症は、だれでも感染する可能性があります。**
感染者やその関係者の詮索や不当な差別、誹謗中傷などは絶対にしないでください。
矢掛町は、町全体、社会全体で患者さんやそのご家族を温かく支えることのできる町であると信じています。
3. 県境を越えての移動は、慎重に検討してください。特に、**緊急事態宣言が出された地域との不要不急の往来は控えてください。**
4. **長時間、大人数での飲食は控えてください。**長時間の飲食につながる2次会なども控えてください。
5. 事業者の皆様には、従業員に発熱などの症状がある場合は、出勤させず、医療機関を受診させるようにしてください。自営業の方も、症状がある場合は、仕事を休み、受診するようお願いいたします。
矢掛町民の皆様におかれましても、発熱等で体調不良の場合は、外出を自粛し、休養してください。休んでいただくことは、感染拡大の防止につながる大切な行動です。必要に応じて医療機関を受診してください。
医療機関受診の際は、必ず電話で相談・予約をし、受診してください。